

静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）申請要項
< 静岡県飲食店等（まん延防止等重点措置） >

<はじめに> 【重要！】緊急事態宣言区域の指定に伴い修正しました

静岡県内において、新型コロナウイルス感染症が拡大し医療体制が逼迫していることから、静岡県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく、飲食店等に対する**営業時間の短縮要請**を行っています。

静岡県では、この**要請に応じていただいた事業者**に、**協力金を支給**します。

本申請要項は、**飲食店等に対する協力金支給手続に関するもの**ですので、内容を十分御確認いただき、**該当する方は申請をお願いします**。

<営業時間の短縮要請の概要>

対象区域①	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町	この要項では左記区域をそれぞれ、「対象区域①」「対象区域②」「対象区域③」という。
対象区域②	磐田市、焼津市、藤枝市	
対象区域③	島田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、森町	
対象施設	飲食店、遊興施設、結婚式場 (食品衛生法第55条の許可を受けたもの)	詳細は1頁 「1 営業時間短縮要請の対象施設」を参照
対象期間①	令和3年8月8日(日) 0時から 令和3年8月19日(木) 24時まで(12日間)	「対象区域①」の22市町
対象期間②	令和3年8月15日(日) 0時から 令和3年8月19日(木) 24時まで(5日間)	「対象区域②」の3市
対象期間③	令和3年8月18日(水) 0時から 令和3年8月19日(木) 24時まで(2日間)	「対象区域③」の9市町
短縮要請をする時間	午後8時から翌朝午前5時まで ※終日、酒類の提供(利用者による酒類の持ち込みを含む。)は行わないこと ※カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を終日停止すること	-

<協力金の概要>

対象事業者	対象区域内で要請に応じ、かつ下記に該当する事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと	詳細は1頁 「2 協力金の対象事業者」を参照
支給条件	・「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」の認証を取得済み(申請中であり取得が見込まれる場合を含む。)、又は、市町や業界団体等が定める取組を実施するなど感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること ・業種別ガイドライン遵守日かつ営業時間を短縮した日(遅くとも、対象区域①は8月12日、対象区域②は8月18日、 対象区域③は8月19日まで に開始)から最終日までの期間、連続して要請に応じること	詳細は1頁 「3 協力金の支給条件」を参照
協力金の支給額	1店舗あたり、 <中小企業・個人事業主の場合> 事業規模(売上高)により、3~10万円×協力日数 <大企業の場合>(※中小企業・個人事業主も選択可) 事業規模(売上高減少)により、0~20万円×協力日数	詳細は2頁 「4 協力金の支給額」を参照
申請受付期間	令和3年9月1日(水)から令和3年9月30日(木)まで ※令和3年9月30日(木)の消印有効	詳細は5頁 「5 協力金の申請受付期間」を参照

【問合せ先】 [開設期間] : 8/7~9/30 ※土日祝日を含む [受付時間] : 午前9時~午後5時

静岡県営業時間短縮要請コールセンター TEL : 050-5211-6111

1 営業時間短縮要請の対象施設

以下の全てを満たす施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）

- (1) 食品衛生法第55条の許可を受けた、食品衛生法施行令第35条第1号「飲食店営業」（改正前の食品衛生法施行令第35条第2号「喫茶店営業」を含む。露店形態を除く。）に定める営業を行う施設
- (2) 日本標準産業分類上、中分類76「飲食店」（客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所）に分類される施設又は結婚式場

対象施設の例示
レストラン、日本料理店、ラーメン屋、そば・うどん屋、中華料理屋、寿司店、ハンバーガー屋、定食屋、喫茶店、居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼鳥屋、焼肉屋、バー、パブ、ナイトクラブ、結婚式場 など

対象とならない施設の例示
ホテル・旅館等での宿泊者専用の食堂、テイクアウト・デリバリーでの飲食店、弁当屋、コンビニのイートイン など

2 協力金の対象事業者

対象区域内で要請に応じた事業者で以下の全てを満たす者

- (1) 対象区域①②③に対象施設を有する、企業（大企業も含む）及び個人事業主（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により税務署長に届出を行った者）であること。
- (2) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

3 協力金の支給条件

以下の全てを満たす者

- (1) 営業時間短縮要請に応じること
- (2) 酒類の提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）を終日行わないこと
- (3) カラオケを行う設備を提供している場合は当設備の利用を終日停止すること（カラオケボックスを除く。）
- (4) 令和3年8月6日（金）時点（対象区域②については、令和3年8月12日（木）時点／対象区域③については、令和3年8月16日（月）時点）で対象施設を運営しており、食品衛生法第55条の許可を受けたもの
※令和3年4月以降、要請に伴わない休業等で全く営業実態がない場合は支給の対象となりません。
- (5) 感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守し、感染拡大防止の取組を実施していること

(下記①又は②に該当していること)

- ① 「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得済みであること（申請中であり取得が見込まれる場合を含む。）
- ② 市町や食品衛生協会等の業界団体等が定める取組を実施していること

「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」については、下記ホームページを御確認ください。
(URL) <https://fujinokuni-ninsho.jp>

なお、業種別ガイドラインは、下記の内閣官房ホームページに記載がありますので、御確認ください。
(URL) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

4 協力金の支給額

1 店舗当たりの支給額

<中小企業・個人事業主の場合>（売上高方式）

事業規模（売上高）に応じて3～10万円×営業時間短縮要請に協力した日数

<大企業の場合>（売上高減少額方式）※中小企業・個人事業主も選択可

事業規模（売上高減少）に応じて0～20万円×営業時間短縮要請に協力した日数

※事業規模（売上高減少の額）によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。

【注意】

※営業時間短縮要請の対象期間のうち、令和3年8月8日(日)0時（対象区域②については、令和3年8月15日(日)0時／対象区域③については、令和3年8月18日(水)0時）から開始し、**令和3年8月19日(木)24時まで**連続して御協力いただく必要があります。

ただし、感染拡大防止の取組（業種別ガイドラインの遵守等）への対応に時間がかかり、8月8日(日)までに感染拡大防止の取組が間に合わない場合で、8月12日(木)までに対応が出来た場合（対象区域②については、8月15日（日）までに間に合わない場合で、8月18日（水）までに対応が出来た場合／対象区域③については、8月18日(水)までに感染拡大防止の取組が間に合わない場合で、**8月19日(木)まで**に対応が出来た場合）には、協力金の対象とします。

※協力金算定における1日とは、午後8時から翌朝午前5時までとします。

※複数の店舗を所有する事業者等は、1件の申請で対象店舗全ての申請をしてください。
(原則として、同一事業者から複数の申請は受け付けません。)

<協力金支給、不支給の例>

【対象区域①の場合】（感染拡大防止の取組を行い、営業時間の短縮を実施○）

ケース	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	～	19日	20日	～	31日	～	協力日数
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	緊急事態宣言				12日
②	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○					11日
③	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○					10日
④	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○					9日
⑤	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○					8日
⑥	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○					不支給
⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×					不支給
⑧	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○					10日

※ 8月8日（日）（取組が間に合わなかった場合は8月12日（木））から **8月19日（木）まで** は支給条件を必ず満たしていること

【対象区域②の場合】（感染拡大防止の取組を行い、営業時間の短縮を実施○）

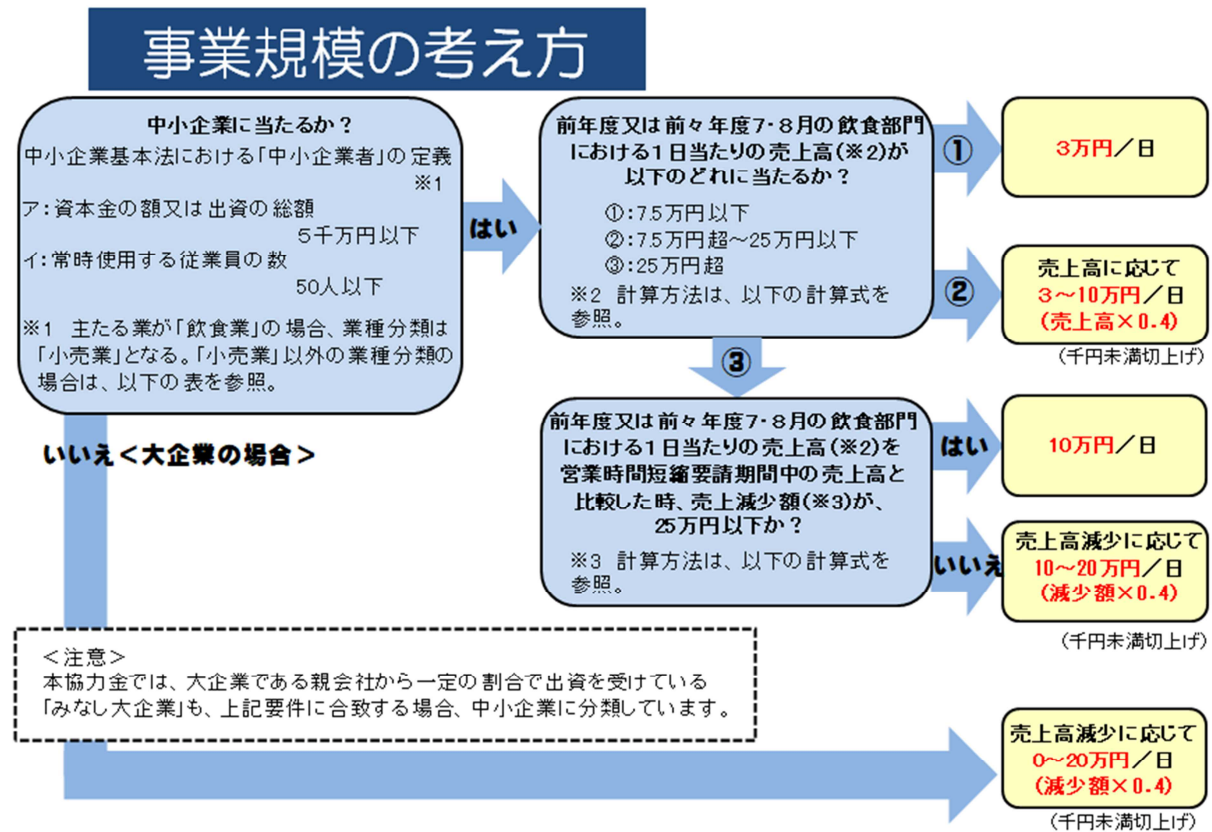
ケース	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	～	29日	30日	31日	～	協力日数
⑨	○	○	○	○	○	緊急事態宣言									5日
⑩	×	○	○	○	○										4日
⑪	×	×	○	○	○										3日
⑫	×	×	×	○	○										2日
⑬	×	×	×	×	○										不支給
⑭	×	×	×	×	×										不支給
⑮	○	○	○	○	×										不支給
⑯	○	×	○	○	○										3日

※ 8月15日（日）（取組が間に合わなかった場合は8月18日（水））から **8月19日（木）まで** は支給条件を必ず満たしていること

【対象区域③の場合】（感染拡大防止の取組を行い、営業時間の短縮を実施○）

ケース	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	～	31日	～	協力日数
⑰	○	○	緊急事態宣言												2日
⑱	×	○													1日
⑲	×	×													不支給
⑳	○	×													不支給

※ 8月18日（水）（取組が間に合わなかった場合は **8月19日（木）**）から **8月19日（木）まで** は支給条件を必ず満たしていること



※1 中小企業者の要件は以下のとおりです。

なお、主たる業が「飲食業」の場合、業種分類は「小売業」となります。

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※2 前年度又は前々年度7・8月の飲食部門(テイクアウト等に係る飲食部門売上高を除く。以下、同じ。)における1日当たりの売上高は次の①「過年度売上高」の計算方法により算出された金額です。

① 「過年度売上高」 = 「令和2年(又は令和元年)7・8月の合計飲食業売上高」 ÷ 62
又は

① 「過年度売上高」 = 「令和2年(又は令和元年)8月の合計飲食業売上高」 ÷ 31 【注】

【重要!】緊急事態宣言区域に指定されたことに伴い、計算方法を変更しました。

【注】対象区域①～③のいずれの場合でも適用することが可能です。

《1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。》

※3 売上減少額は、次の③「売上減少額」の計算方法により算出された金額です。

② 「要請中売上高」 = 「令和3年8月の合計飲食業売上高」 ÷ 31 【注】

【重要!】緊急事態宣言区域に指定されたことに伴い、計算方法を変更しました。

【注】対象区域①～③のいずれの場合でも適用することが可能です。

《1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。》

③ 「売上減少額」 = ①「過年度売上高」 - ②「要請中売上高」円

上記のほか、よくあるお問い合わせ(Q & A)、申請書様式も参照してください。

5 協力金の申請受付期間

令和3年9月1日（水）から令和3年9月30日（木）まで（当日の消印有効）

なお、6（3）に掲げる書類の全てを揃えた上で提出してください。添付書類が不足している場合、申請書を受付することはできません。

6 受付方法

（1）申請書類の提出

申請書類の提出方法は、郵送での申請をお願いします。申請書類を以下の宛先に郵送してください。

（宛先）〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 J A D Eビル3階
静岡県時短要請協力金 事務局 宛て

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【注意】感染拡大防止のため、対面での窓口申請はできませんので、あらかじめご了承ください。

（2）申請要件や添付書類の確認

県では、協力金の支給が適切に行われるよう、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて申請書類の確認を行います。このため、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあります。

（3）申請書類

別表1（7ページ）に記載した申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。なお、全ての添付書類を揃えて申請してください。添付書類が申請受付期間中に揃わなかった場合、申請書を受付することはできません。

なお、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」を申請中であって、申請書の写しが手元がない場合は、県が「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局」に申請内容を確認します。個別に認証制度事務局にお問い合わせすることはご遠慮ください。

（4）支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

（5）通知等

申請書類を審査した結果、協力金の支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を送付いたします。（令和3年9月中旬以降を予定）

一方、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付いたします。

（6）支給の時期

協力金の支給開始は令和3年9月中旬以降を予定しています。

(7) 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

県ホームページの「まん延防止等重点措置に基づく営業時間の短縮要請のページ（新型コロナウイルス感染症等対策措置法第31条の6第1項及び第24条第9項に基づく要請）」から入手することができます。

(URL) <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-manboh.html>



(8) 協力金に関する問合せ先

協力金の申請等に関する質問等に対応するため、次の相談窓口を開設しています。
感染拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

[開設期間] : 8/7~9/30 ※土日祝日を含む

[受付時間] : 午前9時~午後5時

静岡県営業時間短縮要請コールセンター

TEL : 050-5211-6111

7 その他

(1) 協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、県は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返還するとともに、その返還の請求に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に支払うこととなります。

(2) 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、県は、必要に応じて対象施設に関する検査、報告等を求めることがあります。

(3) 営業時間短縮要請の期間中は、関係職員が区域内の見回りを実施いたしますので、御協力をお願いします。

(4) 要請に御協力いただき協力金を支給した店舗は、後日、静岡県ホームページ等で店舗名(屋号)を公表する予定です。

(5) 本申請要項に定めのない事項について、県ホームページに「よくあるお問い合わせ(Q&A)」を掲載しています。対象要件等の詳細も記載されていますので、必ず確認するようにしてください。

(URL) <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-manboh.html>



(6) 対象施設は経済産業省が行っている月次支援金の申請対象外となります。営業時間短縮要請に応じない場合であっても対象施設は月次支援金を申請できません。

(7) 令和3年8月20日以降の緊急事態宣言に伴う協力金については、別途、申請要項を定めます。後日、静岡県ホームページで御案内しますので、御確認をお願いします。

申 請 書 類 に つ い て

※以下の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/> 1 静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）支給申請書（別紙1） ・手書きの場合は、ペン又はボールペン（黒・青色）で記載してください。
<input type="checkbox"/> 2 誓約書（別紙2）
<p>3 飲食店の営業活動を行っていることがわかる書類 次の(1)～(3)の書類が必要となります。 ((2)は個人事業主のみ)</p> <input type="checkbox"/> (1) 営業活動を行っていることがわかる書類（写し）※下記書類のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・法人、個人ともに直近の確定申告書の控え（収受印又は電子申告の受信通知のあるもの）。 法人：確定申告書別表一 個人：確定申告書第一表 （個人の場合、確定申告の義務がない方は、住民税申告書の控え） ・確定申告書等に収受印又は電子申告の受信通知がない場合 確定申告書等の控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの ・決算時期や申告期限の延長など相当の事由により、直近の確定申告書等が提出できない場合 直近の前年度の確定申告書などの控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの ・設立後決算期や申告時期を迎えていない場合 法人設立届出書や開業届の控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの <input type="checkbox"/> (2) 申請者本人確認書類【個人事業主のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、パスポート、保険証などのいずれかの写し <input type="checkbox"/> (3) 飲食店営業許可証（食品衛生法第55条に基づく許可）（写し）
<input type="checkbox"/> 4 通常、午後8時から午前5時までの間に営業している状況がわかる書類（写しで可） <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシ等のいずれか ※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください
<input type="checkbox"/> 5 営業時間短縮及び酒類・カラオケを提供しないことの状況がわかる書類（写しで可） <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等のいずれか ※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。

＜次ページにつづく＞

6 業種別ガイドラインを遵守していることを証明する書類

次の(1)~(2)のいずれかを添付する必要があります。

(店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。)

- (1) 「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」のステッカーや認証書を掲示している写真又は「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」の申請書の写し等
※認証制度の申請内容を県が事務局に確認することを希望する場合は、申請書の所定欄にチェックしてください。
- (2) 市町、食品衛生協会等の業界団体等が定めるステッカーや認証書等を掲示している写真又は市町、食品衛生協会等の業界団体等が定める感染拡大防止の取組チェックシート(写)

7 協力金を積算するための事業規模が分かる書類

次の(1)~(2)の書類が必要となります。

(店舗ごとに提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。)

- (1)①もしくは②の期間の売上台帳(帳簿等)の写し
 - ①令和2年7月・8月 又は 令和元年7月・8月
 - ②令和2年8月 又は 令和元年8月
 - ・前年度又は前々年度から継続して店舗を営業している場合のみ
 - ・令和2年9月以降に新規開店した店舗は、開店日以降全ての売上台帳の写しが必要
- (2) 令和3年8月の売上台帳(帳簿等)の写し
※令和3年4月以降、要請に伴わない休業等で全く営業実態がない場合は支給の対象となりません。

8 振込先口座がわかる通帳等の写し

- ・振込口座は申請者ご本人の口座(法人の場合は当該法人の口座)に限る。